

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第30回理事会

平成9年10月

第30回理事会議事録

1、開催日時・場所

・1997年10月15日(水) 18:00~21:30

・基金事務局

2、出席者

・理事会 原理事長、有馬理事、衛藤理事、大鷹理事、金平理事、下村理事、山口理事

・オブザーバー 内閣外政室審議室／門司審議官、成田審議官、鈴木事務官
外務省アジア地域政策課／佐藤課長、水嶋首席事務官、伊藤事務官、篠原事務官

・事務局 伊勢専務理事・事務局長、木下総務部長、多賀業務第一部長、松田業務第二部長、叶渉外部長、原田事務局員、高橋事務局員、岡事務局員

3、議事録署名人 下村理事、山口理事

4、議事次第

▼人事について

・新たな副理事長として、金平理事、山口理事の両名が理事会の全員一致を以って選出された。

▼韓国について

・韓国チームより、被害者への事業のお届け「第二次実施」について、現状と問題点の説明がなされた。
・政府側より、韓国内の政治状況や日韓外交の現状等について説明がなされた。
・これらの環境をみつつ、被害者のおかれた状況をふまえて、基金としてできる限り事業を進めていくことが確認された。

▼台湾について

・台湾チームより、台湾内の近況について報告がなされた。
9月29日に婦援会主催のパーティーがあり、その席上、台湾当局の高官が、「日本政府から将来受取る賠償金を立て替えて、近日中に被害者一人当たり50万元(約200万円)を支給する。」と発言した。
・今後の事業計画について説明がなされ、了承を得た。

▼フィリピンについて

・フィリピンチームより、近況について報告がなされた。

▼基金事業進捗状況の、対外的発表方法について

・基金側発表により当事者に様々な迷惑が及んでいる現状をふまえ、運営審議会から出された意見をもとに政府側とも協議の上で、発表方法についての事務局原案を作成した。理事会より賛意を得たため、これを運営審議会に伝え、そこで新たな異見が出されなければ最終的に採択されることとなる。

▼医療・福祉支援事業の実施期間の変更について

・当初、医療・福祉支援事業は、各国・地域の被害者それぞれの事業のお届け日を起点に、その後5年間をかけて実施することとなっていた。しかし、被害者が高齢であり、中には重病人もいるという実情に配慮し、また、すべての被害者により公平な方法として、各被害者の事業のお届け日に関わりなく、各国・地域における事業開始日から一律5年間で、医療・福祉支援事業をすべて終了することが決められた。

従がって、フィリピン：1996年8月13日～2001年8月12日

韓国： 1997年1月11日～2002年1月10日

台湾： 1997年5月2日～2002年5月1日、ということになる。

▼女性尊厳事業について

- ・添付資料にもとづき、活動状況について報告が行われた。
「女性の人権に関する今日的問題の自立活動・支援事業」として、1997年度後期助成先団体の審査と選出が行われ、その結果が報告された。今回の審査が最終ではなく、引き続き助成申請を受け付ける予定である。
- ・その他、11月6日～7日開催予定のマニラにおける国際会議、10月6日に行われた第一回「武力紛争下における女性の人権」研究会等について報告が行われた。

▼事務局内担当について

- ・現時点での事務局内の役割分担について担当表が配布され、改善検討中であることが報告された。

▼国会状況について

- ・現国会の状況について報告がなされた。
本岡昭次議員が質問に立ったが、基金には言及しなかった。
- ・土屋公献弁護士（前日弁連会長）らの市民グループの、いわゆる「被害者への暫定措置金支給法案」はグループ内で一本化されておらず、臨時国会で出される可能性は少ないと思われる。
- ・民主党を中心に、竹下泰子議員、本岡昭次議員らをメンバーとする「従軍慰安婦等歴史認識問題プロジェクト」が立ちあげられた。民主党の役員体制が新たになった為、事務局同士の意見交換の場をはじめ、基金と新政調会長との面談等を計画していく。

▼その他

- ・来年は「人権」をテーマに大きな動きのある年であり、国連人権委員会のクマラスワミ特別報告者も今年の10月一杯で報告書の大筋をかためるスケジュールである。基金側が同報告者に会い、活動状況についてよく説明すべきとの意見が出され、事務局で検討することとなった。

以上

原文典衛
山口達男
下木清子